

# 深谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定(令和6年3月21日改定)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法第2条より】

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

【横浜市いじめ防止基本方針「いじめ防止等の対策に関する基本理念」より】

そこで、本校のいじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・日常の児童指導体制及び支援の充実を図る。
- ・子どもが主体となって、「いじめのない子ども社会を形成する」という意識を育む。
- ・「いじめは絶対に許さない」ということを、すべての教職員が発信していく。
- ・学校、家庭、地域が連携して子どもを見守り、いじめのない学校づくりを目指す。

### (3) 深谷小学校「学校いじめ防止基本方針」の目的

「いじめ防止対策推進法」及び「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、いじめ問題への対策を、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

管理職、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭を中心に構成し、これを「学校いじめ防止対策委員会」とする。必要に応じて、関係する教職員や心理・福祉の専門家(カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)も参加する。

## (2) 委員会の運営

月1回以上定期的に行うものとする。ただし、いじめを認知した際には直ちに開催する。開催にあたって校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、いじめ解消の判断も含め、事案を進捗管理する。

## (3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む際の中核の役割を担うものであり、次のような活動を行う。また、重大事態が起きたときは、中心となって調査をする。

- ・基本方針に基づく取組の実施、年間計画を作成・実行・検証・修正する。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有する。
- ・いじめ及びいじめの疑いを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かを判断する。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し、事案対応の検証、重大事態発生時の調査をする。

# 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

## (1) いじめの未然防止

いじめを未然に防止し、一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようするために、次のように、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

- ・いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、日常的に教職員同士が情報共有できる土壌をつくる。
- ・いじめに関する正しい認識を子どもにもたせる。
- ・学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校便り等で保護者や地域住民に公表し、理解と協力を得る。
- ・全教職員がどの子どもに対しても同じ生活指導を行う。「深谷っ子のてびき」にのっとった指導や支援について、随時子どもの実態を踏まえ確認及び共有する。
- ・教師はどの子どもにも分かりやすい授業を心がけ、工夫して実践する。また、他学級や中学校の授業参観を通して、研鑽を積めるようにする。
- ・子どもたちが自尊感情を高め、他との違いを認めることができるようにするために、なかよし班活動や道徳教育、人権教育を推進し、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用していく。
- ・安心・安全なインターネットやSNSの使い方等について、授業を通して指導・支援をしていく。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するために、次のように、いじめの早期発見の取組を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。
- ・いじめを含めた子どもたち一人ひとりの課題について、学年ブロック研、学校いじめ防止対策委員会などで日常的に子どもたちの様子を把握する。

- ・定期的なアンケート（学校生活アンケートやいじめ解決一斉アンケート等）や子どもとの教育相談を行い、子どもの困り感や悩み事の把握に努める。
- ・保護者や地域の方々と情報共有し、関係機関との連携を図りながら対応していく。
- ・いじめの実態や対応方法について、教職員を対象とした研修会を実施する。

### （３） いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、次のように情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。

- ・担任や一部の教職員で抱えることなく、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の迅速かつ組織的な対応につなげる。
- ・管理職、児童支援専任、当該・関係児童担任を中心とした「学校いじめ防止対策委員会」で情報共有を行い、対応方針を決定し、全体へ周知する。
- ・事実確認を行った後、保護者との連携を図り、当該児童及び保護者へ寄り添った支援、関係児童及び保護者への指導・支援を継続的に行う。
- ・いじめが法律上の犯罪行為に当たると認められる場合は、管理職の判断により警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

### （４） いじめの解消

- ・「いじめ解消」の状態とは、少なくとも２つの要件が満たされている必要がある。
  - ①いじめの行為が少なくとも３か月(目安)止んでいること。
  - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・「いじめ解消」の状態に至るまでに、学校いじめ防止対策委員会での情報共有、再発防止の見守り・支援を行っていく。
- ・「いじめが解消」したことを、当該児童と保護者に確認する。

### （５） 教職員等への研修

児童心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

### （６） 学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

## ４ 重大事態への対処

### （１） 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

## (2) 重大事態発生の報告

- ・重大事態と思われる案件（疑いを含む）が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた、もしくはいじめを行った児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

## 5 基本方針の点検・見直し

組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検・見直しを行い、必要がある場合は、本校の「学校いじめ防止基本方針」を改訂し、学校ホームページの更新をして周知する。

### 【いじめ防止におけた取組の年間計画】

月	取組内容	保護者・地域との連携
4月	・学校いじめ防止基本方針の確認 ・児童理解研修①	・学級懇談会 ・地域訪問 ・個人面談（保護者）① ※希望制
5月	・「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）」実施 ・YP アセスメント実施①	
6月	・小中ブロック合同人権研修（職員）※予定	・学校説明会
7月	・インターネット防犯教室（4～6年生） ・児童理解研修② ・深谷中ブロック横浜こども会議（代表児童）	
8月	・戸塚区横浜こども会議（代表児童）	
9月	・児童との教育相談①(夏休み明け)	・個人面談（保護者）②
10月		・スポーツフェスティバル
11月	・YP アセスメント実施② ・「いじめ解決一斉キャンペーンアンケート（無記名）」実施	
12月	・人権週間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン実施 ・深谷っ子のてびきの見直し	・個人面談（保護者）③
1月	・児童との教育相談②(冬休み明け) ・幼稚園、保育園との入学予定園児の引継ぎ ・深谷っ子のてびき改訂版作成 ・学校いじめ防止基本方針の見直し	
2月	・年度のふり返り ・学校いじめ防止基本方針の改訂版作成 ・学校ホームページの更新	・学級懇談会
3月	・中学校との進学児童の引継ぎ	

学校いじめ防止対策委員会（月一回・随時）、スクールカウンセラーによる相談（月二回）

